

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

港区は、予防接種に関する事務において、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じることで、区民等のプライバシー等への権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託している。委託を行うにあたっては、港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例に基づき港区個人情報保護運営審議会に諮問するとともに、再委託を行う場合には事前協議の中で再委託先の安全管理措置を確認して承認している。また、委託先において特定個人情報を取り扱う担当者を必要最小限に限定するとともに氏名報告を義務付けて、アクセス制御を行うほか、情報の不正使用対策として、業者選定の際に業者の個人情報保護管理体制を確認し、秘密保持に関し契約に含めることで個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいる。

評価実施機関名

港区長

公表日

令和2年12月4日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	<p>港区は、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、A類疾病及びB類疾病のうち政令で定められ区内に居住する区民に対し、期日・期間を指定して予防接種を実施する。また予防接種の実施に係る事務(対象者への通知、予防接種記録の管理、接種委託費用の支払い、副反応報告、健康被害救済措置等)を行うものである。</p> <p>予防接種法及び、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 予防接種の実施対象者の把握 ● 予防接種に関する記録を作成し、管理する事務 ● 予防接種の実費徴収に関する事務 ● 予防接種による健康被害救済に関する事務 ● マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する。
③対象人数	<p style="text-align: right;"><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	健康管理システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種対象者の抽出 ・ 予診票の発行 ・ 予診票送付履歴の照会 ・ 予防接種履歴の照会 ・ 勧奨通知発送用未接種者抽出 ・ 各種帳票の出力 ・ 予防接種履歴のエラーチェック及び登録(手入力、パンチデータ取り込み) ・ 委託料の計算処理 ・ 国などへ報告する数値の算出 ・ 統計分析機能
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[○] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>
システム2	
①システムの名称	システム共通基盤
②システムの機能	<p>【団体内統合宛名管理システム(共通宛名)】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 宛名管理機能 住民記録システムから取得した住記データを、統合宛名データベースに反映を行う。 2. 団体内宛名番号の付番機能 個人番号が新規入力されたタイミングで、団体内統合宛名番号の付番を行う。 3. 団体内宛名番号の変更機能 個人番号が同一で複数の団体内統合宛名番号が付番されていた場合の、団体内統合宛名番号の変更を行う。 4. 符号管理機能 符号取得要求、符号取得依頼受信等を行う。 <p>【住民情報・年金特微情報照会システム】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民情報照会機能: 住民登録者の住民記録情報を照会する。

③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（ ）
システム3	
①システムの名称	中間サーバー連携システム
②システムの機能	1 情報提供機能 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」に規定された機関の事務からの提供情報の受領と、中間サーバーへの情報提供を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（ 中間サーバー ）
システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報（連携対象）の情報照会及び情報提供受領（照会した情報の受領）を行う機能。 3 情報提供機能 情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報（連携対象）の提供を行う機能。 4 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、番号連携サーバーとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報（連携対象）、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報（連携対象）の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報（連携対象）を副本として、保持・管理する機能。 7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム（インターフェイスシステム）との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8 セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報（連携対象）へのアクセス制御を行う機能。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他（ ）

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第一 10の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 第67条の2 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務(93の2の項) 4 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)第11条の2 別表第二 19の項
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	【提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2の項 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項) 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	みなと保健所 保健予防課
②所属長の役職名	保健予防課長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種事業対象者(乳幼児及び高齢者)
その必要性	予防接種に関する記録を作成し、管理するとともに、予防接種の実費徴収、予防接種による健康被害救済事務等を正確かつ効率的に実施し、重複通知の予防や未接種者への勧奨等に利用している。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 【識別情報】 ・個人番号、その他識別情報により自治体内で個人を特定するため。 【連絡先等情報】 ・通知業務に利用するため。 【業務関係情報】 ・予防接種の接種日を把握するため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成27年12月
⑥事務担当部署	みなと保健所保健予防課 保健予防係

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（区民課） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（） <input type="checkbox"/> 民間事業者（） <input type="checkbox"/> その他（）
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 専用線 <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（）
③使用目的 ※	住所・氏名・生年月日・性別の4情報とマイナンバーにより予防接種事業対象者を特定し、予診票等の帳票印刷や予防接種記録の管理や情報提供を行うため。
④使用の主体	使用部署 みなと保健所保健予防課 芝地区総合支所区民課 麻布地区総合支所区民課 赤坂地区総合支所区民課 高輪地区総合支所区民課 芝浦港南地区総合支所区民課
	使用者数 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
⑤使用方法	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種対象者管理 氏名・生年月日・性別等により対象者の条件を設定し、対象者データ抽出を行う。 ・予診票発行事務 ・予防接種記録作成 予防接種データを取り込み、予防接種台帳に記録するほか、統計情報の抽出に使用する。 ・接種勧奨事務 ・予防接種証明(記録)発行事務
情報の突合	内部事務においては、識別番号、氏名、住所、年齢、生年月日、性別により突合 他自治体への提供、照会の場合のみ個人番号を利用する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	健康管理システムの保守・改修業務	
①委託内容	健康管理システムの保守・改修業務を、開発業者へ委託している。	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 両備システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2	システム共通基盤の保守委託	
①委託内容	システム共通基盤の保守作業	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。
	⑥再委託事項	システム共通基盤の保守作業
委託事項3	システム運用にかかるオペレーション業務委託	
①委託内容	ジョブスケジューリングやバッチ処理監視、帳票印刷等のシステム運用作業等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立システムズ	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。
	⑥再委託事項	ジョブスケジューリングや帳票印刷、アクセスログ開示請求運用等のシステム運用作業等
委託事項4	中間サーバー連携システムの保守・運用	
①委託内容	中間サーバー連携システムの保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業等	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社 日立システムズ	

再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	やむを得ず再委託する必要があるときは、区と委託先で再委託の内容について協議のうえ、再受託者に当該委託契約書に記載された個人情報保護に関する特記事項を遵守させるとともに、再受託事業者名、従事者名簿、内容を区に事前に通知し、その承認を得ることを契約の条件としている。	
	⑥再委託事項	中間サーバー連携システムの保守作業、ジョブスケジューリング等のシステム運用作業等	
委託事項5			
①委託内容			
②委託先における取扱者数	[]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名			
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない		
提供先1	市区町村長		
①法令上の根拠	番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二第16項の2 別表第二主務省令 第12条の2		
②提供先における用途	定期予防接種の接種歴の照会		
③提供する情報	定期予防接種の接種日、ワクチン種別、ワクチン名(ヒトパピローマウイルス感染症のみ)		
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種事業対象者(乳幼児及び高齢者)		
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()		
⑦時期・頻度	照会を受けた都度		

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

※特定個人情報はシステム内でのみ保管し、帳票での特定個人情報の保管は無し

<区における保管場所の措置>

データセンターにおいて特定個人情報を保管し以下対策を実施。

外部進入防止:外周赤外線センサー監視 24時間有人監視 監視カメラ

入退館(室)管理:管理ICカードによる入館管理 管理ICカード+静脈認証による共連れ防止入退室管理

不正持込・持ち出し防止:所持品検査 センター職員によるラック開閉管理

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

①中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。

②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

<消去>

保有する必要がなくなった特定個人情報又は保存期間が経過した特定個人情報は、年度更新で消去

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

予防接種台帳

(基本情報)

- 1 宛名番号
- 2 氏名、カナ氏名、漢字氏名
- 3 生年月日
- 4 性別
- 5 世帯主情報
- 6 続柄
- 7 住民となった日
- 8 住民となった理由
- 9 住所情報
- 10 住所を定めた日、届出日
- 11 住民登録削除に関する情報
- 12 住民区分(日本人・外国籍)
- 13 外国人住民となった日、届出日

(予防接種履歴情報)

- 1 予防接種種別コード
- 2 接種期・回数
- 3 ワクチンロット番号
- 4 接種日・予診日
- 5 医療機関コード
- 6 区名コード
- 7 混合ワクチン種類
- 8 予診フラグ
- 9 支払月
- 10 医療機関所在地フラグ
- 11 経過措置フラグ
- 12 ワクチン種類
- 13 自己負担区分
- 14 B型肝炎ワクチン種類

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	受付票の記載項目を必要最小限とし、個人番号は記載しない。 受付に不必要な書類は受理しない。 通知の発送にあたっては、住民票上の住所地以外へは原則として送付しない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>予防接種事務においては、紙による特定個人情報の取扱いを行わないが、個人情報についても次のとおり、厳格な管理を行っている。</p> <p>[不適切な方法で入手が行われるリスク] ・不適切な情報収集をしないよう職員に対する教育を行う。 ・受付票の記載項目を必要最小限として個人番号の記載は行わず、受付に不必要な書類は受理しない。システムの自動連携のみとされている。</p> <p>[入手した特定個人情報が不正確であるリスク] ・受診券等の通知は住民基本台帳から連携した情報を用いて健康管理システムで作成し、住民票上の住所地以外へは原則として送付しない。</p> <p>[入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク] ・受診券等の帳票については、特定個人情報の漏えい及び紛失を防止するため、個人番号を記載しない。帳票は、入力及び照合した後は、区の規程により定められる期間、施錠して保管する。 ・健康管理システムを利用するためにはICカードとパスワードによるログインが必要で、対象業務の職員以外にアクセス権限を与えていない。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	個人番号を照会するのは、システムの総合照会画面に限られ、あらかじめ照会できる権限を与えられたユーザー及び事業以外では照会できない。
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	健康管理システムを利用可能な職員を特定し、ICカードとパスワードによる認証を行っている。アクセス権限は、1年更新とし、中途退職の場合には退職日を以て即日無効化している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・人事異動等により権限変更が生じた場合には、データを随時更新している。 ・管理担当者以外の者がアクセスできないよう設定したシステム利用履歴(ログ)を7年間保存している。 ・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発行は禁止している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

[特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク]
 ・設置の端末には特定個人情報ファイルが保存出来ない仕組みとなっている。
 ・システムのバックアップデータ等は厳重に管理し、権限を持った者のみがアクセスできる仕組みになっている。
 ・個人番号等を保持するテーブルと住民情報等を保持するテーブルは別となっており、個人番号を使用しない事務では個人番号を保持するテーブルにアクセスしない仕組みとなっている。

[従業者が事務外で使用するリスク]
 ・個人情報保護や取扱いについて職員のセキュリティ意識を高めるため、区のセキュリティポリシー・事件事例や対応方法の解説等を行う情報セキュリティ研修の受講(年1回)とeラーニングによる点検の実施(年2回)を全員に義務付けている。
 ・情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰則、アクセスログが確実に記録されていること等についても、従業者に周知徹底している。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> データの秘密保持に関する事項 再委託の禁止又は制限に関する事項 情報資産の指示された目的外への使用及び第三者への提示の禁止に関する事項 データの複写及び複製の禁止に関する事項 事故発生時における報告義務に関する事項 情報資産の保護状況の検査の実施に関する事項 データの授受及び搬送に関する事項 委託を受けた事業者等におけるデータの保管及び廃棄に関する事項 その他データの保護に関し必要な事項 前記各事項の定め違反した場合における契約解除等の措置及び損害賠償に関する事項 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> 許可のない再委託を禁止している。 委託先と同等のリスク対策を実施する。 	
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> システム利用履歴(ログ)を7年間保存している。 特定個人情報ファイルの取扱いの委託に際し、港区個人情報保護運営審議会に諮問している。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

[情報保護管理体制の確認]
 ・業者選定時に選定基準を設定し、委託先の社会的信用と能力を確認する。
 なお、募集要項にプライバシーマークの認定を要件としている。

[特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限]
 ・作業者を限定するために、委託業者の従事者名簿を提出させる。
 ・閲覧／更新権限を持つ者を必要最小限にする。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[<input type="checkbox"/>]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 定めている <input type="checkbox"/> 2) 定めていない
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> ルール内容及び ルール遵守の確認方法 </div>		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/>]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>] 接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供)
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防ぐ仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	
リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>1. 情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>2. 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>3. 特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、きわめて慎重に取り扱うべき特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>4. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防ぐ仕組みになっている。</p> <p>(※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能</p>	

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 1. 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防ぐ仕組みになっている。 2. 情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。		
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 3. 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 4. 中間サーバーと団体については仮想専用回線の技術を利用して外部からの侵入や外部への情報流出を防ぎ、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 5. 中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 6. 特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—	
再発防止策の内容	—	
その他の措置の内容	・漏えい防止のため、特定個人情報ファイルの利用・複製は強固なセキュリティを有するファイル連携サーバ上のみ可能とし、アクセス制限やアクセスログの保存を行っている。 ・滅失・毀損防止のため、特定個人情報ファイルを保有するサーバは、多重のバックアップ機能を備えたものとしている。 ・事故発生時の手順は、情報安全対策実施手順に定めている。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
[保管に対する措置] ・サーバー室と、データ、プログラム等を含んだ記録媒体及び帳票等の可搬媒体を保管する保管室は、他の部屋とは区別して専用の部屋としている。 ・出入口には機械による入退室を管理する設備を設置している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定している。 ・サーバ室内に設置したサーバは、全て鍵付のサーバラックに設置している。 ・監視設備として監視カメラ等を設置している。		
[消去に対する措置] ・サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄し、廃棄の事実を記録する。 ・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。 ・電磁的な記録媒体は、破碎処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行った上で廃棄する。 ・サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウェアによるデータ消去を行う。 ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員及び事業所派遣者に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を毎年義務付けている。 ・委託業者に対しては、契約で区と同等の安全管理措置を求めており、従事者に対する個人情報保護に関する研修の実施や秘密保持契約の締結を義務付けている。 ・セキュリティ研修については、当該事務に着任時に行う他、研修1回と自己点検2回を毎年実施。特定個人情報の不適切な扱いは重い罰則が規定されているため、研修は具体的かつ丁寧に実施予定。 ・正当な理由なく特定個人情報ファイルを提供した場合、4年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金又はその併科の罰則が適用されるなど、従来の個人情報保護関係法令と比較して2倍の量刑となっており、こうした罰則規定も含め、特定個人情報を取り扱うことの重要性を従業者に繰り返し周知する。
10. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテランの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p><区における措置> ①区では情報処理システム導入当初より業務用端末の外部接続を禁止しており、業務用端末はインターネットに接続していない。 ②個人情報を取り扱う全ての所管の所属長は、内部監査チェックリストを用いた組織点検を年1回行っている。 ③セキュリティ自己点検チェックリストを用いて、個人情報を取扱う従事者全員が年2回点検作業を行っている。 ④個人情報取扱事故が発生した場合には、原因分析や再発防止策等改善状況について、複数の監査人有資格者(職員及び外部委託事業者)による指導型内部監査を行っている。 ⑤発生した個人情報取扱事故は、プレス発表の上、港区ホームページで事故の概要、経過、影響範囲、原因、再発防止策を公表している。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒108-8315 東京都港区三田1丁目4番10号 みなと保健所 保健予防課
②請求方法	開示、訂正等を請求する自己の個人情報を保有している所管課の窓口で相談し、必要事項を記入した指定様式による書面を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	みなと保健所 保健予防課 保健予防係 電話番号 03-6400-0081
②対応方法	問合せを受けた場合は、問合せ内容と対応経過について記録を残す。 情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、関係機関と連携して対処する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成31年3月12日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	実施せず
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	令和1年5月24日
②方法	港区個人情報保護運営審議会に諮問
③結果	問題なし

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月1日	I 4 個人番号の利用 法令上の根拠	1 番号法 第9条第1項 別表第1第10項 2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 3 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)第11条の2 別表第二第19項	1 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 10の項 2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府、総務省令第5号)第10条 第67条の2 3 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)による予防接種の実施に関する事務(93の2の項) 4 港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例(平成27年6月30日港区条例第28号)第11条の2 別表第二19の項	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更□
令和2年12月4日	I 5 情報ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 番号法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二第16項の2 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府、総務省令第7号)(以下、「別表第二主務省令」という。)第12条の2 【照会】 番号法 第19条第7号 別表第二第16項の2、第17項、第18項、第19項 別表第二主務省令 第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	【提供】 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二 16の2の項 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項) 【照会】 番号法第19条第7号 別表第二 16の2、17、18、19の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第13条 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務(115の2の項)	事後	番号法別表第一、第二主務省令改正による変更□